

法改正
情報山本浩司のオートマシステム
不動産登記法 記述式 <第6版>

4399

本書「山本浩司のオートマシステム 不動産登記法 記述式 <第6版>」の間 14 (P130～)につき、記載内容の変更の可能性があるため、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

本問における「3/4」「4/4」の申請を一の申請情報によりすることができるという見解があり、その一括申請の可否について登記実務が固まっていません。仮に一括申請できるとした場合、解答欄に次の変更が生じます。

ページ	変更前 (現状)	変更後
130	1 行目 1/4 19 行目 2/4 20 行目から P131 の 3 行目まで (右のとおりに差し替え)	1/3 2/3 3/3 登記の目的 1 番 (あ) 共同根抵当権変更 原因 平成 30 年 10 月 1 日変更 変更後の事項 極度額 金 4000 万円 債権の範囲 X取引 債務者 株式会社A 権利者兼義務者 Z 権利者兼義務者 株式会社A 代表取締役B 添付情報 登記原因証明情報 株式会社Aの甲区2番の登記識別情報 Zの乙区1番(あ)付記3号の登記識 別情報 株式会社Aの代表者の資格を証する登 記事項証明書 株式会社Aの代表者の印鑑証明書 Yの承諾書 株式会社Aの代表者及びZの委任状 登録免許税 金 4 万 2000 円
131	「4/4」の解答欄	(すべて削除)

以 上